

令和 7 年 度

教育・保育重点目標及び関係機関 に対する指示事項

島本町教育委員会

3 社会教育と生涯学習の推進

(1) 青少年健全育成の推進

① 本年度の目標

ア 青少年教育の推進
青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、人権教育の視点も入れながら、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
イ 青少年の非行防止の取組
地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

② 本年度の指示事項

ア 青少年教育の推進
事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
イ 青少年の非行防止の取組
関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 青少年教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
 - ・青少年指導員協議会研修会
 - ・川柳の募集（小中高生対象）
- 「二十歳のつどい」の開催

令和7年度 島本町青少年指導員協議会 活動計画(案)

年	月	開催日	事業名称	場 所
R7	4			
	5		大阪府青少年指導員連絡協議会第1回理事会	大阪市内
	6		大阪府青少年指導員連絡協議会総会・表彰式	大阪市内
	7		三島ブロック青少年指導員連絡協議会第1回役員会	島本町役場
			小中高生の川柳募集掲載(7/ ~9/30)	
			青少年指導員協議会研修会(青少年指導員対象)	島本町役場
			青少年指導員協議会夏期夜間パトロール	町内各所
	8	2日 (土)	島本夏まつりパトロール	夏まつり会場及び周辺
			島本町青少年健全育成大会前日準備	ふれあいセンター
			島本町青少年健全育成大会	ふれあいセンター
			大阪府青少年指導員連絡協議会第1回研修会	大阪市内
			大阪府青少年指導員連絡協議会第2回理事会	大阪市内
	9			
	10	1日	「こども110番の家」運動の旗交換(10月1日から11月30日)	町内
			島本町青少年指導員協議会研修会(一般の方対象)	ふれあいセンター
			三島ブロック青少年指導員連絡協議会第2回役員会	島本町役場
	11		三島ブロック青少年指導員連絡協議会研修会	町内
			Seiryō Dream Fes	大阪青凌中・高等学校 体育館
	12			
R8	1	13日 (月・祝)	「二十歳のつどい」会場周辺警備等	ふれあいセンター
	2		大阪府青少年指導員連絡協議会第2回研修会	大阪市内
			大阪府青少年指導員連絡協議会第3回理事会	大阪市内
	3		三島ブロック青少年指導員連絡協議会第3回役員会	島本町役場

※ 原則、毎月第4火曜日に青少年指導員協議会を開催。(年間12回)

※ 「こども110番の家」運動推進会議等へ各担当者が参加。

※ 『高槻・島本地区社会を明るくする運動推進委員会』は会長が参加する。

※ 『島本町人権啓発施策審議会委員』、『大阪府薬物乱用防止指導員』に委嘱されている。

※ 町立中学校参観見学は11月に各自で対応する。

※ その他、各種事業等実施に伴う調整等

島本町青少年指導員設置要綱

(令和 5 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町青少年健全育成条例（昭和59年島本町条例第19号）第8条第2項の規定に基づき、本町における青少年の心身ともに健全な育成及び青少年の非行防止を図るために置く青少年指導員（以下「指導員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 本町における青少年に対し、ボランティア精神に基づいて指導し、援助することを通じて、個人及び公共の福祉に寄与するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 青少年に関する相談
- (2) 青少年のための個人及び集団の指導
- (3) 青少年のための組織づくり
- (4) 地域青少年団体の育成指導
- (5) 地域社会の環境づくり
- (6) 青少年の街頭指導
- (7) 関係機関及び団体との連絡及び連携
- (8) 青少年に関する各種情報及び資料の収集並びに広報及び啓発活動
- (9) その他青少年の健全育成のために必要な活動

(定数)

第3条 指導員の定数は、15人以内とする。

(委嘱)

第4条 指導員は、島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 指導員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、特別の事情があるときは、前項に規定する期間中においても指導員を解任することができる。

(具備要件)

第6条 指導員は、次に掲げる要件を具備している者とする。

- (1) 青少年の指導について識見と熱意を有し、活動力がある者
- (2) 人格が優れ、地域で信頼が厚い者
- (3) 町内に居住し、又は勤務している者
- (4) 選任時において、18歳以上65歳未満の者であって、指導員としての在任期間が20年未満の者

(服務)

第7条 指導員は、その使命を自覚し、常にその職務を行うに必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行するものとする。

2 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、法令並びに条例及び教育委員会の定める規則その他の規程に従わなければならない。

3 指導員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

4 指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(活動の報告)

第8条 指導員は、随時又は1年間の活動の内容を別記様式により、教育委員会に報告するものとする。

(委嘱の取消し)

第9条 指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

(1) 指導員にふさわしくない行為があったとき。

(2) 第6条に掲げる要件を欠くにいたったとき。

(報償金)

第10条 指導員の報償金は、教育委員会が指定する活動を行った場合、1回につき2,000円とする。ただし、同日に2回以上の活動を行った場合は、別に定めるところにより支給する。

(旅費)

第11条 指導員が会議等に出席する場合の旅費は、島本町職員旅費条例（昭和24年島本町条例第34号）に基づき支給する。

(協議会の設置)

第12条 第2条に掲げる職務の円滑な遂行を図るため、島本町青少年指導員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第13条 協議会は、指導員をもって組織する。

(協議会の事業)

第14条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

(1) 野外活動の振興及びレクリエーションの普及

(2) 指導員の研修、問題研究及び調査

(3) 青少年の団体、グループ及びリーダーの育成

(4) その他青少年の健全育成に関する事業

(協議会の役員)

第15条 協議会には、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(役員の選任)

第16条 会長及び副会長は、指導員の互選による。

(会長及び副会長)

第17条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第18条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(会議の公開及び傍聴)

第19条 協議会の会議の公開及び傍聴については、島本町審議会等の会議の公開に関する指針の定めるところによる。

(庶務)

第20条 指導員及び協議会の庶務は、教育こども部生涯学習課において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月3日から施行する。

令和 年度 島本町青少年指導員活動報告

報告者氏名

月	日	曜日	活動内容
4			
5			
6			
7			
8			
9			

月	日	曜日	活動内容
10			
11			
12			
1			
2			
3			

備 考	
-----	--

島本町青少年指導員設置要綱の一部を改正
する要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
(会議の公開及び傍聴) 第19条 <u>協議会の会議の公開及び傍聴については、島本町審議会等の会議の公開に関する指針の定めるところによる。</u> (庶務) 第20条 指導員及び協議会の庶務は、教育こども部生涯学習課において処理する。 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(庶務) 第19条 指導員及び協議会の庶務は、教育こども部生涯学習課において処理する。 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大阪府青少年指導員連絡協議会会則

昭和 39 年 4 月 28 日制定

(目 的)

第 1 条 本会は、大阪府内の各市町村青少年指導員（以下「指導員」という。）相互の連絡および情報交換、青少年指導に関する諸問題の研究協議等を行い、もって指導員活動の推進に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、大阪府青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(事 業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 指導員相互の連絡および情報交換に関すること。
- (2) 青少年指導に関する諸問題の研究協議に関すること。
- (3) 指導員相互の資質の向上に関すること。
- (4) 関係機関および関係団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第 4 条 協議会は、大阪府内市町村の青少年指導員会（以下「指導員会」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 理 事 8 名（会長、副会長、会計を含む）
- (5) 監 事 2 名

3 協議会の円滑な運営を図るため、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南の地域ごとに指導員連絡会（以下「ブロック連絡会」という。）をおく。

(役員の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の経理について処理する。
- 4 理事は、協議会の運営について協議する。
- 5 監事は、次にあげる職務を行う。
 - (1) 協議会の会計を監査する。
 - (2) 前号の目的を達するため理事会に出席する。
- 6 監事を除く役員が欠けたときは、他の理事がその職務を代理することを妨げない。

(役員の選任)

第6条 理事は、各ブロック連絡会の会長をもって充てる。ただし、理事が協議会の会長に選出されたブロック連絡会は、さらに1名の理事を選出する。

2 会長および副会長は、理事の互選によって選出する。

3 会計は、理事の中から会長が指名する。

4 監事は、総会において選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(会議)

第8条 会議は、理事会および総会とする。

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

2 理事会は、以下の事項を議決する。

(1) 事業計画案および予算案、その他総会に付議する事項に関すること

(2) 諸規程の制定および改廃に関すること

(3) その他、協議会の運営に関すること

3 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

4 理事会の議事は、出席している理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

(総会)

第10条 総会は、指導員会の代表各1名で構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、書面等により会議の開催に代えることができる。

2 総会は、以下の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算に関すること

(2) 決算の承認に関すること

(3) その他、理事会が付議した事項

3 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議長は、出席者として議決に加わることはできない。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、分担金、その他の収入をもってあてる。

3 各市町村(指導員会)の分担金の額は、当該市町村の前年8月1日時点の人口に応じ、次に掲げるとおりとする。

人口 350,000 人以上	60,000 円
人口 300,000 人以上 350,000 人未満	55,000 円
人口 250,000 人以上 300,000 人未満	40,000 円
人口 200,000 人以上 250,000 人未満	35,000 円
人口 150,000 人以上 200,000 人未満	30,000 円
人口 100,000 人以上 150,000 人未満	25,000 円
人口 50,000 人以上 100,000 人未満	15,000 円
人口 50,000 人未満	10,000 円

4 分担金については、各市町村（指導員会）は、協議会へ納めるものとする。

（事務局）

第 12 条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課におく。

2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課長をもって充てる。

（会則の変更）

第 13 条 この会則は、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

（その他）

第 14 条 この会則に定める他、会則および事業計画等に基づく協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

（附 則）

この会則は、昭和 57 年 8 月 6 日から施行する。

この会則は、昭和 59 年 5 月 23 日から施行する。

この会則は、昭和 61 年 6 月 13 日から施行する。

この会則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 6 月 21 日から施行する。

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大阪府の組織改正にともなう大阪府青少年指導員連絡協議会会則の一部改正について

1. 改正の概要

事務局の大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課が令和7年4月1日より大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課となることに伴い、大阪府青少年指導員連絡協議会会則第12条を改正する。

2. 改正内容

第12条第1項及び第2項の「大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課」を「大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課」に改正する。

3. 施行について

施行日を令和7年4月1日とする。

(参考)新旧対照表

改正後	現行
(事務局) 第12条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局<u>青少年支援課</u>におく。 2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局<u>青少年支援課長</u>をもって充てる。 (附 則) この会則は、昭和57年8月6日から施行する。 この会則は、昭和59年5月23日から施行する。 この会則は、昭和61年6月13日から施行する。 この会則は、昭和62年11月1日から施行する。 この会則は、平成10年4月1日から施行する。 この会則は、平成12年4月13日から施行する。 この会則は、平成15年4月1日から施行する。 この会則は、平成21年4月1日から施行する。 この会則は、令和4年4月1日から施行する。 この会則は、令和4年6月21日から施行する。 <u>この会則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(事務局) 第12条 この協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府福祉部子ども家庭局<u>子ども青少年課</u>におく。 2 事務局長は、大阪府福祉部子ども家庭局<u>子ども青少年課長</u>をもって充てる。 (附 則) この会則は、昭和57年8月6日から施行する。 この会則は、昭和59年5月23日から施行する。 この会則は、昭和61年6月13日から施行する。 この会則は、昭和62年11月1日から施行する。 この会則は、平成10年4月1日から施行する。 この会則は、平成12年4月13日から施行する。 この会則は、平成15年4月1日から施行する。 この会則は、平成21年4月1日から施行する。 この会則は、令和4年4月1日から施行する。 この会則は、令和4年6月21日から施行する。